

名古屋市公報	平成30年 4月25日 第1255号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 有料公園施設等の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・東山総合公園管理課) (第258号)	3
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・東山総合公園管理課) (第259号)	4
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の解除	(財政・税制課) (第260号)	6
○ 事後調査結果報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課) (第261号)	7
○ 名古屋市農業センター、名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨時開所等について	(緑土・農業センター) (第262号)	9
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第263号)	10
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課) (第264号)	11
○ 名古屋市緑笹塚土地地区画整理組合の設立認可	(住都・市街地整備課) (第265号)	16
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第266号)	17
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第267号)	18
達		
○ 名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程の一部改正	(住都・住宅管理課) (第42号)	19
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	20

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程の一部を改正する規程（第42号）

1 改正内容

- （1）平成30年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）
- （2）その他規定の整理を行います。

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市告示第 258号

有料公園施設等の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料
展望塔（東山公園）の使用料

2 委託した相手方
愛知県刈谷市桜町三丁目 3番地
サンエイ株式会社
代表取締役 神谷 武之

3 委託期間
平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 259号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき
告示します。

平成30年 4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 委託した有料公園施設の使用料
動植物園（東山公園）の使用料
展望塔（東山公園）の使用料

- 2 委託した相手方
東京都品川区東品川二丁目 3番11号
株式会社 J T B
代表取締役社長 高橋 広行

東京都品川区大崎一丁目11番 2号
株式会社ローソンHMVエンタテイメント
代表取締役社長 渡辺 章仁

東京都千代田区二番町 8番地 8
株式会社セブンドリーム・ドットコム
代表取締役 小園 裕三

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

名鉄観光サービス株式会社

代表取締役社長 日紫喜 俊久

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 260 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
の解除

次の者に対して支出する寄附金については、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する寄附金になったことにより名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する要件に該当しなくなったため、同項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

平成30年 4 月17日

名古屋市長 河 村 た か し

要件に該当しなくなった者の名称	要件に該当しなくなった者の所在地	要件に該当しなくなった日
特定非営利活動法人権利擁護支援・ぷらっとほーむ	名古屋市緑区鳴子町 4 丁目 2 番地	平成30年 3 月22日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第261号

事後調査結果報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から御園座タワー建設事業に係る事後調査結果報告書（工事中）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年4月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 株式会社御園座
代表取締役社長 宮崎敏明
名古屋市中区栄一丁目6番14号
 - (2) 積水ハウス株式会社
代表取締役 阿部俊則
大阪市北区大淀中一丁目1番88号 梅田スカイビル タワーイースト
- 2 対象事業の名称及び種類
御園座タワー建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中区栄一丁目605番1、2 他
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
平成30年4月9日
- 5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号

中区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号

名古屋市環境学習センター事務室（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ 13 階）

(2) 縦覧期間

平成30年 4 月 18 日（水）から同年 5 月 2 日（水）まで。ただし、地域環境対策課及び中区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び中区役所

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 262号

名古屋市農業センター、名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨時開所等について

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 8条第 3項及び名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2第 2項の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所し、名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）第 3条の 2第 2項の規定に基づき、次のとおり休園日に臨時に開園します。

平成30年 4月19日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所又は開園する期日

平成30年 5月 1日（火）

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第263号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年4月19日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
特定非営利活動法人 愛実の会	名古屋市港区木場町9 番地の24	平成30年3月6日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 264号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成30年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないものがないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成 30 年 4 月 27 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成 30 年 4 月 27 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成 30 年 4 月 27 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00 分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成30年 5月 7日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来られた方については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口（栄地下街）

(3) 日時

ア 公募初日

平成30年 5月 7日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

平成30年 5月 8日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 78戸

第 2 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 5戸

第 3 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4又は 5のもの

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

- (平成13年法律第63号) 第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) 第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
- イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6年法律第30号) 第14条第 1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第 127号) 附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第 106号) 附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。) を受けている者
- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。
- 4 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 16戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 265号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第14条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の設立について認可しました。

平成30年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成30年 4月20日から平成35年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市緑区鳴海町字笹塚及び字鶴ヶ沢の各一部

4 事務所の所在地

名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番地 798

5 設立認可の年月日

平成30年 4月20日

6 事業年度

毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所並びに名古屋市緑区役所及び名古屋市緑区役所徳重支所の掲示場に掲示する。

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 266号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成28年11月 2日 28指令住開指第 136号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区黒沢台三丁目1503番、1504番 3、1504番 4、1504番 5、1504番 6、1504番 7、1504番 8、1508番 1、1508番 3、1508番 4、1509番、1510番、1511番 1、1511番 4、1533番及び1534番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市東区東桜一丁目13番 3号

セキスイハイム中部株式会社

代表取締役 吉田匡秀

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 267号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 4月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成29年 7月31日 29指令住開指第85号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鏡田 412番 1、 416番及び 417番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区鶴が沢一丁目1319番地

東部建設株式会社

代表取締役 藤田 繁樹

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市達第42号

市 民 経 済 局
健 康 福 祉 局
子 ども 青 少 年 局
住 宅 都 市 局
緑 政 土 木 局

名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程（昭和43年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

平成30年 4 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

第2条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表中「子ども青少年局青少年家庭部長」を「子ども青少年局子ども未来企画担当部長」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 4月17日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年 4月20日（金） 午後 3時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第32号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第33号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第34号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第36号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第37号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第38号議案 遊休農地に係る協議勧告の撤回について

第39号議案 平成30年度事業計画について

名古屋市農業委員会事務局農政課